

犯罪被害にあうと…

命を奪われる、身体を傷つけられる、財産をとられるなどの、直接的被害だけではありません。

被害後に生ずる身体と精神的な不調、捜査や裁判での負担、治療に伴う時間的・経済的負担、周囲のうわさや心ない言葉、報道による被害など、さまざまな問題を抱え、普段どおりの日常生活を送ることが難しくなってしまふことがあります。

このリーフレットは、犯罪被害にあわれた方が、必要な支援を受けられるよう、川崎市の相談窓口や支援事業を案内するものです。

■ ■ ■ ■ ■ 川崎市の取組 ■ ■ ■ ■ ■

- 平成20年 4月
犯罪被害者等支援相談窓口を開設
- 令和3年 12月
川崎市犯罪被害者等支援条例を制定
- 令和4年 4月1日
同条例を施行し、支援を開始

犯罪被害にあわれた方やその家族等を支援するため、条例に基づいた各種支援を行っています。

川崎市 市民文化局 市民生活部 地域安全推進課
電話 044-200-2284 FAX 044-200-3869

令和6年11月改訂

まずはお電話ください！

犯罪被害者等の支援を専門とする相談員が、様々な不安や問題などに対応し、必要な情報を提供しながら支援をしています。相談は無料です。まずは、お電話でご相談ください。

川崎市犯罪被害者等 支援相談窓口

相談
無料

電話 **044-200-2305**

受付
時間 **平日 9時～17時**
(祝日・年末年始を除く)

FAX **044-200-3869**

相談
フォーム

川崎市 犯罪被害者支援 
川崎市HPの相談フォームから送信



かながわ性犯罪・性暴力被害者 ワンストップ支援センター かならいん

性犯罪被害者専用窓口

電話 **045-322-7379**
または **#8891** (全国共通)
24時間/365日 受付
どなたでも (年齢・性別は問いません)

男性及びLGBTs被害者のための 専門相談ダイヤル

電話 **045-548-5666**
毎週火曜日 午後4時～午後8時
(祝休日、年末年始は除く)

かながわ性被害相談LINE

毎週 火・木・日曜日
午後4時～午後9時



ひとりで悩まず ご相談ください

犯罪被害にあわれた方へ 支援のご案内



 **川崎市**
KAWASAKI CITY

川崎市犯罪被害者等支援条例に基づいた支援内容

相談支援

◆精神的被害への支援

精神的な苦痛等を早期に軽減、又は回復することができるよう心理学の専門家によるカウンセリングを実施します。

●1案件14回まで無料

【対象要件】

犯罪被害にあった市民もしくはその遺族、家族等、又は犯罪被害にあった者の遺族もしくは家族である市民



◆法律問題への支援

被害者等が直面する、訴訟や損害賠償などの法律に関する問題の解決を図るため、弁護士による法律相談を実施します。

●1案件2回まで無料

【対象要件】

犯罪被害にあった市民もしくはその遺族、家族、又は犯罪被害にあった者の遺族もしくは家族である市民

経済的支援

◆見舞金

被害にあわれた方に見舞金を支給します。

- 遺族見舞金(死亡) 30万円
- 重傷病見舞金 10万円
- 性犯罪被害見舞金 10万円

【対象要件】

犯罪被害(死亡、1か月以上の加療かつ入院3日間以上を要する重傷病及び不同意性交等罪及びその未遂罪)にあった市民及びその遺族

住居支援

◆転居支援

現住居に居住することが困難となった場合に、新たな住居に転居するための費用を助成します。

●1回あたり20万円を上限に2回まで

【対象要件】

犯罪被害(死亡、1か月以上の加療を要する重傷病、不同意性交等罪、不同意わいせつ罪及び放火罪)にあった市民及びその同居家族、同居遺族



◆緊急避難支援

神奈川県による緊急避難場所(ホテル等の宿泊)の提供を受けている方に対し、延泊を実施します。

●県による緊急避難支援に加え4泊分を延泊

【対象要件】

犯罪被害(死亡、1か月以上の加療を要する重傷病及び不同意性交等罪、不同意わいせつ罪)にあった市民及びその同居家族、同居遺族

☆これらの支援は、川崎市犯罪被害者等支援条例が制定された日(令和3年12月15日)以降に発生した犯罪被害を対象とします。なお、申請にはそれぞれ期限があります。
☆その他、支援事業ごとに必要な要件がありますので、詳細については、川崎市犯罪被害者等支援相談窓口にお問い合わせください。

日常生活支援

◆家事等に係る支援

日常生活を営むために家事や介護等支援としてホームヘルプサービスの利用を必要とする際の費用を助成します。

●1時間4,400円を上限に合計60時間まで



◆一時保育支援

就学前の子に対する一時保育を利用する際の費用を助成します。

●1人1日あたり2,900円を上限に10回まで

◆配食支援

食事の用意をすることに支障が生じている場合の配食費用を助成します。

●1人1回あたり1,000円を上限に30回まで

◆一時預かり等支援

小学校の児童の一時預かりを利用する際の費用を助成します。

●1人1日あたり9,000円を上限に10回まで

◆教育支援

通学が困難となった場合の教育関係費を助成します。

●教育関係費(家庭教師・送迎等)を助成
1人につき48,000円(上限)



【対象要件】

犯罪被害(死亡、1か月以上の加療を要する重傷病及び不同意性交等罪、不同意わいせつ罪)にあった市民及びその家族、遺族(交通事故の場合は全治3か月以上)